



Sport in Life



スポーツ庁



スポーツエール カンパニー2021募集！

従業員の健康増進のためにスポーツ活動の実施に向けた積極的な取組を行っている企業を応援します！

募集期間 2020年9月24日（木）～11月30日（月）

スポーツエールカンパニーとして認定された企業はスポーツ庁HP等で公表され、認定証及び認定マーク等が交付されます。

令和元年度スポーツエールカンパニー認定企業の取組例



東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（東京都中央区）
アスリート社員を「ウェルビーイング大使」に任命し、大使主催の社員向けイベント等で健康・運動に関する改善策の提案・指導を実施。クラブ活動の支援、親子運動の機会提供、階段移動やスタンディングワークの推奨等、日常的な運動機会の増加にも取り組んでいる。



ブリヂストンスポーツ株式会社（東京都港区）
従業員へのスポーツを通じた健康づくり機会の提供のため、年間3日間のスポーツ休暇制度を導入。また、バランスボールを椅子にした「健康的な会議室」やコンディショニングスペースの設置、社内でのボッチャ体験会の開催など、社内ですポーツに取り組める環境も整備している。



株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング（大阪府大阪市）
従業員の心身の健康管理の向上に取り組む「ホワイトプロジェクト2019」の中で、チーム対抗ウォーキング大会（携帯電話を使った歩数イベント）や社内運動会の開催、外部講師によるストレッチやヨガのセミナーや業務時間中のストレッチ時間の設置等、多様な施策を展開している。



株式会社高知銀行（高知県高知市）
おもてなし文化の体験を通じて地域貢献の大切さを学ぶことや、運動機会作りを目的に、本店から四国八十八ヶ所霊場の一つまでの約6kmを清掃しながらウォーキングする「お遍路ウォーキング」を実施。よさこい祭りや高知龍馬マラソンへの出場、職員も参加しての子供サッカー教室も開催。

「スポーツエールカンパニー」認定制度

- スポーツ庁では、国民一人ひとりがスポーツに親しみ、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている社会の実現を目指して、「Sport in Lifeプロジェクト」に取り組んでいます。
- その中で、特にスポーツ実施率の低い「働き盛り世代」のスポーツ参加促進を目的として、従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しています（認定期間は一年間）。

今年は「Sport in Lifeプロジェクト」の趣旨に賛同し、直近の一年の間に認定要件に合致する取組を実施している企業を「スポーツエールカンパニー2021」（認定期間：2021年1月～12月）として認定します。

従業員のスポーツ実施を支援する、企業の皆さまからのご応募をお待ちしています。

《認定企業のメリット》

認定企業には、スポーツ庁長官名での認定証が交付され、スポーツエールカンパニー認定マークが使用できます。また、企業名や取組内容がスポーツ庁のホームページに掲載され、Sport in Lifeプロジェクトの趣旨に賛同し、自社の従業員のスポーツを通じた健康増進やコミュニケーションの活性化を積極的に実施している企業であることを対外的にPRできます。

【申請対象】

国内に本社又は事業所が所在し、本制度に係る申請書提出時に、Sport in Lifeコンソーシアムに加盟申請をしている企業を対象とします（Sport in Lifeコンソーシアム加盟申請：<https://sportinlife.go.jp/#a01>）
また、本制度における「企業」とは、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等を含むものとします。

【申請について】

所定の様式について必要事項を記入し、応募要領に記載の申請先へ郵送及び電子データを送付してください。

【認定要件】

本制度に申請を行い、「スポーツエールカンパニー」として認定されるためには、従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（1）～（6）をすべて満たす必要があります。

- （1）取組の対象が特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること
 - （2）経営者等の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
 - （3）取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
 - （4）実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
 - （5）労働関係法令等が遵守されていること
 - （6）暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと
- なお、財務状況の極度の悪化、金融商品取引法等における重大な法令違反、役職員による犯罪行為等、社会通念上、認定にふさわしくない企業であると判断された場合は、（1）～（6）の条件を満たしていても、認定を受けられない場合があります。

※想定される取組としては、以下のような例が挙げられます。

- ・朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- ・スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・終業後、休日などの地域のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・その他、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組

（注意事項）

スポーツエールカンパニーの認定は、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組が対象となります。従業員のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート大会を支援している等の取組については対象となりませんので、御注意ください。

* 申請先等、その他の詳細につきましては、以下のHPでご確認ください。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/1419327_00001.htm